



講演する小日向昭一・新会長 (手を上げている人) =2021年12月11日 新潟市



「不屈」No.569付録
新潟県版 No.307

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
新潟県本部

〒950-3126 新潟市
北区松浜3-15-13
伊藤 恭子 気付

TEL・FAX 025-258-3685

主な記事

- 第39回新潟県本部大会開催 再び戦争と暗黒政治許すな 1
- 憲法を守り生かし、再び戦争と暗黒政治を許すな 県理事会 2〜5
- 宗教界の戦争責任 真言宗を中心に (八四) 田邊 堯正 5〜6

12月11日

治安維持法 国賠同盟 第39回新潟県本部大会

改憲阻止 再び戦争と暗黒政治許すな

十二月十一日、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟第三十九回新潟県本部大会が、新潟市中央区で開催され三十一人が参加した。この大会は、本来、春か夏に行う予定であったが、コロナウイルスが猛威をふるい延期されていた。しかし、晩秋にはコロナ禍が落ち着き、漸く十二月に開催したものである。

大会では新会長に小日向昭一氏を選出するなど、新役員体制と今年度運動方針、決算、予算などを満場一致で決定した。

午前中に新会長に就任した小日向昭一氏は、午後、「木崎争議・一〇〇年」の演題で同争議について、詳しく講演し、参加者は、当時の木崎の人々の大胆な心意気(当時の教育は政府の方針に唯々諾々と従う人間しか生み出

さない。これでは国民の幸福は実現しない。自分たちで教育をおこなう必要があるとして、木崎の人々は、自分たちで私立の小学校を設立した。そしてこれに賛同する有名人・例えば布施辰治が全国から教師陣として、木崎にかけつけた。)に大いに学び、感銘したようである。

参加者からは、中国人強制連行・強制労働の犠牲者の慰霊碑を建設するための運動を展開している目崎良治氏の発言、豊富な資料を満載したチラシを参加者に配って、柏崎刈羽原発は廃炉すべきと活動している持田繁義氏などの発言もあって、充実した大会となった。私たちは、今後、憲法改憲阻止、戦争しない国づくりに努めることで意見が一致した。

憲法を守り生かし 再び戦争と暗黒政治を許すな

2021年12月2日
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟新潟県本部 理事会

【1】11月の行事・活動 報告と総括

- ① 11月3日(水・祝) 10時
三役会議 於：C.P.P.会館
- ② 11月8日(月) 13時30分
分く解放運動戦士追悼会の役員会 於：クロスパルにいがた
治安維持法同盟からは伊藤恭子会長が参加した。
- ③ 11月8日(月) 14時〜フェスタ実行委員会 於：西堀のカメリア 3階 県労連会議室 15人参加。
- ④ 11月9日(火) 13時30分
分く 同盟県理事会 於：クロスパルにいがた 6階 美術工作室 10人参加
- ⑤ 11月10日(水) 14時〜市民アクション運営委員会 於：カメリア3階 11人参加
- ⑥ 11月11日(木) 15時〜日中友好協会新潟支部役員会 於：クロスパルにいがた 3階 305号室
- ⑦ 11月15日(月) 13時30分
分く犠牲者名簿検討委員会 於：C.P.P.会館 3階 大会議室 6人参加。
- ⑧ 11月16日(火) 12時15分
分く原発をなくする新潟県連絡会 街宣 於：新潟市古町 約10人参加。
- ⑨ 11月18日(木) 10時〜同盟新潟支部理事会 於：東区 渋谷五十嵐事務所 10人参加。
- ⑩ 11月18日(木) 14時〜県憲法センター幹事会 於：カメリア3階 11人参加。日中友好協会新潟支部が県憲法センターに所属する団体として認められて、この日、初めて同団体の幹事も出席した。
- ⑪ 11月19日(金) 憲法を守る会 スタンディング 於：魚沼市
- ⑫ 11月19日(金) 9条の会 スタンディング 於：小千谷市
- ⑬ 11月20日(土) 憲法9条を守る阿賀野の会スタンディング 於：阿賀野市
- ⑭ 11月20日(土) 11時〜第21回解放運動戦士追悼会

- ⑮ 11月25日(木) 13時30分〜26日(金) 12時(木) 同盟北陸信越ブロック会議 於：石川県河北郡津幡町庄イ2・1 料理旅館「勝崎館」。全体では39人参加。新潟県からは5人参加。改憲阻止が今後の主要課題と合意された。
- ⑯ 11月25日(木) 15時〜原発をなくす新潟県連絡会役員会 於：万代市民会館 409号室
- ⑰ 11月29日(月) 15時〜中国人強制連行・強制労働の犠牲者慰霊碑(仮称)建設のための「呼びかけ人会議」於：クロスパルにいがた 403号室
全体では21人参加。治安維持法同盟からは5人参加。碑建設のため、日中友好協会の枠を越えて新しく建設委員会を発足させることになった。大きな前進である。
- ⑱ 11月の会員拡大は、1人(新

【2】12月の行事・活動 計画

- ① 12月2日(木) 13時30分
分く同盟県理事会 於：クロスパルにいがた 3階 303号室
- ② 12月5日(日) 10時〜16時
ピースフェスティバルin古町 於：新潟市中央区古町6番町商店街モール
- ③ 12月7日(火) 18時30分
分く市民アクション主催の講演会「不戦を誓う市民の集い」
講師：佐々木寛・国際情報大学教授 於：新潟市中央区 ユニゾンプラザ大会議室
- ④ 12月8日(水) 開戦記念日。
「新潟日報」に「新潟県憲法センター」と「平和運動センター」が共同して、「不戦の誓い」憲法を守ろうとの意見広告を大きく掲載する予定。治安維持法同盟新潟県本部の名前も掲載の予定(費用は1団体が約2万7000円)
- ⑤ 12月8日(水) 憲法センターと新婦人の会が共催して、「不戦の誓い」行動日 第一部 14時〜15時
クロスパルにいがた 4階映像ホールで講演会
講師：成嶋隆・新大名誉教授。演題「自民党が狙う改憲を阻止するために」
- ⑥ 12月9日(木) 14時〜市民アクション運営委員会 於：カメリア3階
- ⑦ 12月11日(土) 10時30分〜15時
治安維持法同盟 第39回県本部大会 於：新潟市中央区の新潟市立中央図書館(ほんぼーと) 3階多目的ホール
- ⑧ 12月12日(日) 13時〜原発ゼロ集会 於：新潟駅前 マルタケビル8階 大会議室
- ⑨ 12月16日(木) 15時〜日中友好協会新潟支部役員会 於：クロスパルにいがた 305号室

【3】2022年1月以降 の行事・活動計画

- ① 1月8日(土) 10時〜12時
市民アクション旗開き 於：新潟駅前
- ② 1月17日(月) 13時30分
分く犠牲者名簿検討委員会 於：C.P.P.会館3階
- ③ 1月20日(木) 10時〜12時
同盟新潟支部理事会 於：渋谷明治・五十嵐完二事務所

【4】12月の拡大目標

- ① 国賠署名増 3000筆
- ② 会員増 10人
- ③ 集中行動日 18(土)〜2

2021年 11月末の到達

支 部	会 員 人 数	11 月 の 会 員 増	11 月 の 会 員 減	国賠署名数				改 憲 NO! 3000 万 人 署 名 数	年 末 カ ン パ イ ナ ど の カ ン バ な ど	2021年度 会 員 納 入 人 数
				昨 年 の 国 会 へ の 提 出 数		今 年 5 月 9 日 ま で の 署 名 数				
				個 人	団 体	個 人	団 体			
新潟	115	1	3	1,567	11	1,017	10	260	2,411	64
長岡	34			1,440	10	1,177	12	38		30
上越	10			64		10		13	530	1.00
阿賀野	8			275		42		33		9
新発田	8			25		0				3
五泉	6			11		10		6		2
黒埼	7		1	20	5	25	15		110	5
豊栄	8			32		9	1		500	8
新津	14		1	51		7	1		100	2
三条	7			50	2	59	3	20		3
小千谷	10			225	2	223	2	117	205	5,110
柏崎	4			11				10		2
魚沼	12			224		78		30	280	
佐渡	4					50		20	2	4
点在	8									3
県本部				1,086	32			11	50	
県合計	255	1	0	5,081	62	2,625	44	558	2	5,329

0 (月) 全支部が動く。

【5】支部の再建・強化

① 佐渡：県本部大会参加への努力をした。
② 上越支部：田中徳光氏が県理事就任を承諾。

③ 豊栄・新発田の体制強化に向けた努力継続。
※荒井百合子さんが県理事・県本部財政担当就任を応諾。

【6】治安維持法犠牲者名簿の発行

① 再び1ページから検討を開始
2022年1月17日(月) 13時30分(於：C.P.会館) 3階大会議室 同盟中央本部などの指導・援助をお願いする。
② 発行元(誰か)の確定 装丁・部数などの検討が課題

【7】映画「わが青春つきるとも・伊藤千代子の生涯」上映運動

① 赤旗日刊紙へのチラシ折込み：魚沼・上越へ12月にチラシ配布予定
③ 宣伝チラシの活用 その他にも 以上

2021年12月11日に開催された第39回県本部大会で選出された役員体制です。

1. 県本部役員	氏名	出身支部	新・再
県本部会長	小日向 昭一	新潟支部	新
県本部副会長	伊藤 恭子	新潟支部	新
県本部事務局長	野崎 洪	新潟支部	再
県本部事務局次長	遠山 武	新潟支部	再
県本部財政担当責任者	荒井 百合子	新潟支部	新

2. 県理事会役員	所属支部	氏名	新・再	備考
	新潟支部	秋山 義雄	再	
	新潟支部	荒井 百合子	新	
	新潟支部	伊藤 恭子	再	
	新潟支部	大沢 宏輔	再	
	新潟支部	小林 朗	新	
	新潟支部	小日向 昭一	新	
	新潟支部	渋谷 明治	再	
	新潟支部	高野 千弥子	再	
	新潟支部	遠山 武	再	
	新潟支部	藤井 和夫	再	
	長岡支部	佐々木 暁子	再	
	長岡支部	樋口 虎司	再	
	上越支部	田中 徳光	新	
	新潟支部	野崎 洪	再	
	小千谷支部	佐藤 勝太郎	再	
	新発田支部	松村 隆	新	
	五泉支部	伊藤 英世	再	
	豊栄支部	風間 ルミ子	新	
	三条支部	高橋 啓	再	
	阿賀野支部	柄沢 武美	再	
	黒崎支部	白井 一	再	
	魚沼支部	住安 孝夫	再	
	会計監査	石附 昇	再	
		牧野 秀樹	新	

宗教界の戦争責任

―真言宗を中心に― (八四)

田邊 堯正

〔附論注〕③ ☆「日の丸」・「君が代」強制と社会科学解体・戦後社会科学教育体験記

E、(倫理・社会) (政治・経済) その一

(第四次改訂学習指導要領)の時期

才、杉本判决と全民研結成

(口) 教員のアカデミック・フリーダム

(沼田教授の講演) (つづき)

(九) 政治ストを罰する法律はない

・全通中郵最高裁判決の危険な側面

○日本ではいわばデモ・ストです。政治的デモンストレーション・ストライキといふところ。政治ストといつて、一定の政治

目的を貫徹しなければ、われわれはあくまでも仕事に帰らないというくらいは迫力があるということではなくて、むしろその意向を国会なり県庁なりに反映させににかけていく。そのでかけていくこと自体がデモンストレーション、あるいは職場で氣勢を挙げて演説会をやるという形です。仕事を放棄しても、放棄の意味よりも、デモに参加したという意味が正面に出るデモンストレーションたるストライキです。これが違法か合法かが具体的な論点なのです。この違法論というのは、今までもありまして、政府はしょっちゅういっておりましたし、裁判所もそうでありました。こんどそれを特に印象づけたというのが、

全通中郵事件であります。○全通中郵事件は、画期的判決だといつて、労働組合は拍手かっさいした。それはわかりました。しかし全通や動力車労組が祝いをやった気持はわかりません。ILO闘争の成果だったといえましょう。ILO闘争では自分らの主張を通すために闘い、どこかで通した。それは八七号(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)を批准させたのですから。どういう形で批准させたのかは別として、とにかく批准させたのです。それは勝つたということでしょう。全通中郵事件はILO闘争を惹き起した事件です。全通の春闘に対する刑事弾圧だったのです。それを結論として無罪、法律技術的には破棄差戻しです。最高裁で、破棄、差戻しということ、勝つたということですから、立法のみならず、裁判でも勝利です。それに違いないのです。しかし、政府はお面を一本とられて、ひん死の重傷を負ったかといつて、はたしてどうか。お面をたたいたように見えるけれども、現実には、たたいたのは足か

も知れない。そして案外、コテ

を切られていたかも知れない。それほど、画期的判決だといつて、そして労働者は勝つたといつて、判決だったから、なお影響力がある。つまり、最高裁が政治的判決をしたといつて、法曹界やジャーナリズムからも批判されていけば、弾圧だといつて闘える。弾圧的な裁判に対してあくまでも闘うという主張ができる。かつての三・一五事件をご存知でしょう。昭和三十八年の三月十五日の、公労法十七条(争議行為の禁止)違反の争議行為には刑事免責なしという判決。国鉄樽山丸全通松江の事件ですが、これは弾圧だといつて、最高裁の信用は失墜するし、組合運動は弾圧だ弾圧だといつて闘って、きり返していったのです。ところがこんどは組合はそうはいにくい判決です。政治的判決だとはいにくいのです。少なくとも議論をつくして、ま正面から扱ったもので、前の三・一五判決はまちがっていたから変更するといつて、労働組合の主張を承認したのですから。公労法十七条違反のストライキといえども、刑罰法規との関係においては、違法ではない。とい

う判決をだしたのですから。組合としては文句がいえないので

す。
○しかし、同じ判決の中で、政治スト・暴力的スト・長期スト、これはみんな可能性があるのでしょ。暴力ストというのは、職場闘争が激化すると、それでもつていかれる可能性ががあります。それから長期スト、中小企業のくび切り反対ストといったら、長期ストだ。大企業でも、そうとう激しくくび切りは三池みたいな大闘争になる。そういう長期スト、政治目的をもつ三つの類型のストは、憲法二十八条の保障するところではない。そして「制裁をうけるもやむを得ず」というような表現がでてくるので、まるで政治ストをやつたら処罰されるような印象を与える表現です。これはとんでもないことです。今までだって政治スト違法論者だって、そんなことをいったためしがないのです。政治ストが違法だという議論は、刑事上違法だということでもなく、もとより処罰するということではないのです。それはあたりまえのことです。政治ストを罰するという法律はない

のですから。そんな法律もないのに、罪刑法定主義といって「法律なければ犯罪なし。法律なければ刑罰なし」の原則の下で処罰されるはずがない。違法だというのは、労働者というのは働く約束をしていないのはストライキでしょう。債務不履行になるのです。ところが経済ストの場合には、債務不履行になつても、どうもない。債務不履行の問題を排除してしまつて。だから使用者は組合員に損害賠償をとれない。それからくびにもできない。そういうことでしょう。ところが政治ストの場合には、債務不履行は残る。したがってまた、組合幹部が指令をだしたりなにかしてやるのは、使用者の債権侵害になるから、不法行為になる。だから損害賠償責任を免れない。ここまですら違法論なのです。わが国の政治スト違法論の中心は、それを判決では、もうちよつと進んだ違法性の印象を与えるような表現をしている。しかも組合としてはもつとも歓迎した判決の中においてです。そこに高度に政治的なものがあるのです。

○判決はなにを認めたか。トレード・ユニオニズムを認めた。労働組合主義を認めた。だから、ILOのドレイヤー報告の思想をうけとつたということ。ドレイヤー報告ははじめから、総評や日教組は政治ストばかりやつていて。こういうストはILOの関知せざるべきだといつていて。それをうけついでなのである。経済主義的組合主義の活動を全通中郵便事件で最高裁大法廷は正面から承認した。体制内的な形における労働組合の争議行為とかには、ある程度の許容を与えるという態度をとつた。しかし、それですら実は公労法十七条そのものが憲法違反であるとはいっていないのです。いわんや、公務員法には直接ふれられていない問題ですが、公務員法の禁止及びスト教唆等の処罰についても憲法違反だとは必ずしもいっていないのです。それを争うのが都教組の事件でしょう。(日教組の勤評反対闘争の際、1958年4月23日、都教組が一斉休暇闘争を組織したのに対して、地方公務員法違反として起訴された事件。62年4月、一審で全員無罪、65年

11月、二審で全員有罪。沼田教授のこの講演が行われた67年9月は最高裁で審理中。その後、69年4月2日、全員無罪判決の中で、いわゆる「二重のしぼり論」・違法性の強い争議行為の違法性の強いあおり行為だけを罰する、を採用して、地方公務員法第37条の「あおり」行為について刑事罰から解放を宣言した。『戦後政治裁判史録』③、1980年10月・第一法規出版、P69〜P72参照。引用者補)だから、全通中郵便事件というものによって、むしろ政治ストというのを否定された。明確な形で否定されたというのを忘れてはならないのです。それと呼応するかの如くに、労使関係法研究会の報告書が、これまたその線を出しているのです。そういうことで、政治ストを押えるのです。もちろん、政治スト違法論とデモの反秩序性強調とはイデオロギー的に相互に関連して一つの方向を向いていくのですが、直接権力をもって押えていくのは、デモンストレーションということになる。

(以下次号)